

顔などにやけどや傷跡が残った場合の障害等級の見直しについて

業務上又は通勤による事故で、頭や顔、首といった「外貌(日常的に人目に付く部分、外見)」にやけどや傷跡などが残った場合、労災保険から「障害(補償)給付」が支給されます。その際、「労働者災害補償保険法施行規則」に定める障害等級表に基づいて障害認定を行います。従来は、障害が同じ程度でも男性は女性より低く取り扱われていました。

この規定について、平成23年2月1日に、障害等級の男女差の解消などを内容とする改正が行われました。

障害等級表の改正内容及び外貌障害の障害等級認定基準については、以下のとおりです。

■改正省令の主な改正内容

○ 障害等級の男女差の解消

現在男女別となっている障害等級について、男性の等級を女性の等級に引き上げるかたちで改正し、障害の程度に応じ男女とも同一の等級として評価する。

○ 障害等級の新設

医療技術の進展により、傷跡の程度を、相当程度軽減できる障害を、新設する「第9級」として評価する。

○ 障害等級表(下線部が変更点)

改正後		現行	
障害等級	身体障害	障害等級	身体障害
第7級	12 外貌に著しい醜状を残すもの	第7級	12 <u>女性の</u> 外貌に著しい醜状を残すもの
第9級	11の2 <u>外貌に相当程度の醜状を残すもの(新設)</u>	第9級	—
第12級	13 削除 14 外貌に醜状を残すもの	第12級	13 <u>男性の</u> 外貌に著しい醜状を残すもの 14 <u>女性の</u> 外貌に醜状を残すもの
第14級	10 削除	第14級	10 <u>男性の</u> 外貌に醜状を残すもの



■ 障害等級認定基準の改正内容

新設された「第9級の11の2 外貌に相当程度の醜状を残すもの」について、新たに判断基準を示しました。外貌障害に係る障害等級認定基準は以下のとおりです(下線部が変更点)。

外貌障害に係る障害認定基準

○障害等級第7級の12「外貌に著しい醜状を残すもの」とは、原則として、次のいずれかに該当する場合で、人目につく程度以上のものをいう

- ① 頭部にあっては、てのひら大(指の部分は含まない)以上の癍痕又は頭蓋骨のてのひら大以上の欠損
- ② 顔面部にあっては、鶏卵大面以上の癍痕又は10円銅貨大以上の組織陥没
- ③ 頸部にあっては、てのひら大以上の癍痕

○障害等級第9級の11の2「外貌に相当程度の醜状を残すもの」とは、原則として、顔面部の長さ5センチメートル以上の線状痕で、人目につく程度以上のものをいう

○障害等級第12級の14「外貌の単なる醜状を残すもの」とは、原則として、次のいずれかに該当する場合で、人目につく程度以上のものをいう

- ① 頭部にあっては、鶏卵大面以上の癍痕又は頭蓋骨の鶏卵大面以上の欠損
- ② 顔面部にあっては、10円銅貨以上の癍痕又は長さ3センチメートル以上の線状痕
- ③ 頸部にあっては、鶏卵大面以上の癍痕